

寒川町告示第104号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第65条第1項の規定により、平成27年9月18日から認証業務関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任した。

平成27年9月18日

寒川町長 木村俊雄